

P T A 規 約 内 規

岸和田市立常盤小学校・幼稚園 P T A

第 1 この内規は、本 P T A の円滑な運営及び活動を図ることを目的として、P T A 規約に基づいて規定したものである。

第 2 この内規は、実行委員会で審議し改正することができる。但し、P T A 規約に背反してはならない。

第 3 役員（第五条）

1. 次年度の役員は全 P T A 会員を対象に公募制により受け付けるものとし任期は単年度を原則とするが、再任された場合はこの限りではない。

構成は以下の通りとする。

相談役 1 名 前任の役員から

会 長 1 名 保護者から

副会長 2 名 保護者から

書 記 1 名 保護者から

会 計 1 名 保護者から

尚、市 P T A 協議員を選出する年は、もう 1 名を保護者から公募する。

但し、立候補がない場合は直ちに推薦委員会を設置し、候補者を推薦する。

2. 推薦委員会

ア、推薦委員会は、役員、実行委員、学年代表で構成する。

イ、推薦の候補者は、新 4・5・6 年生の保護者を対象とし、無記名投票により各クラスより原則として 2 名を選出する。

ウ、除外対象者は、選出時に下記の通りの者とする。

・母子家庭、父子家庭及び介護を必要とする同居の家族がある家庭。

・次年度、単身赴任者が決まっている家庭。

・次年度、未就学児のある家庭。

・会員が病気療養中または妊娠中の場合。

・役員経験者。

・実行委員経験者は、任期終了後 1 年間の免除期間を設ける。

・次年度の岸和田市連合子供会役員（内定者）は、申告があれば免除とする。

エ、ウに記していない特殊な事情を有する候補者は、推薦委員会にて、多数の同意が得られれば、その年度については対象から除外できる。

オ、児童が複数の家庭の場合は、年長の児童を優先するものとする。

カ、推薦委員会は選定された候補者を招集して説明会を行い、その場で立候補を募る。

キ、立候補がない場合は、抽選を行う。

ク、市 P T A 協議員を選出する年はもう 1 名を上記と同様な方法により選出する。

3. 役員及び市 P T A 協議員の免除期間

役員及び市 P T A 協議員経験者は、役員、実行委員及び学級委員等のすべての役職に対して、永年の免除期間が与えられる。但し、再任は妨げない。

第 4 実行委員会（第九条）

実行委員会の構成は次の通りである。

ア 役員 { 相談役、会長、副会長（2 名）、書記（2 名）、会計（2 名） }

※ 学校書記 1 名・学校会計 1 名（教職員）を含む

イ 各専門委員会の委員長 1 名、副委員長 1 名。

ウ 幼稚園委員長 1 名

エ 学校園より 校長、教頭、学校代表 2 名、幼稚園主任 1 名

第 5 専門委員会（第十条）

1. 推薦された実行委員は、互選により各種専門委員会の委員長及び副委員長を兼ねる。

2. 教職員は、各種専門委員会に所属し、その会合や活動に参画する。
3. 必要に応じて特別委員会を設置することができる。（例、組織検討委員会等）ただし、実行委員も参画することができる。

第6 学級委員（第十一条）

学級委員は、当分の間、各学級に2名を選出し、専門委員となる。

第7 集会（第十二条）

学級委員会並びに学級委員長会及び各種専門委員会・実行委員会・役員会等は定期的に開催し、所管の内容について審議する。

第8 会費並びに会計年度

本会の会費は、当分の間、一家庭につき一律月額300円とする。

附則 ・この内規は、平成3年3月9日に実行委員会において規定し、平成4年4月1日より実施する。

- ・平成 6年 2月18日、実行委員会において、一部改正。
- ・平成 7年 4月15日、実行委員会において、一部改正。
- ・平成 9年 2月15日、実行委員会において、一部改正。
- ・平成10年 4月18日、実行委員会において、一部改正。
- ・平成11年 4月22日、総会での規約改正を受けて、一部改正。
- ・平成13年 11月17日、実行委員会において、一部改正。
- ・平成19年 4月25日、総会での規約改正を受けて、一部改正。
- ・平成22年 4月27日、総会での規約改正を受けて、一部改正。
- ・平成23年 5月12日、実行委員会において、一部改正。
- ・平成31年 2月 8日、実行委員会において、一部改正し4月1日より実施。
- ・平成31年 3月 8日、実行委員会において、一部改正し4月1日より実施。
- ・令和 5年 3月 7日、実行委員会において、一部改正し4月1日より実施。
- ・令和 5年 11月27日、総会での規約改正を受けて、一部改正。
- ・令和 6年 4月26日、総会での規約改正を受けて、一部改正。

P T A 弔 慰 規 定

	児童・園児（本人）	P T A 会 員
香典	香典（五千元）	香典（五千元）
通夜	P T A 役 員 P T A 実 行 委 員 校 園 長、担 任 関 係 職 員	P T A 役 員 校 園 長、担 任 関 係 職 員
告別式	P T A 役 員 P T A 実 行 委 員 当 該 学 級 委 員 関 係 職 員 当 該 学 級 児 童	P T A 役 員 関 係 職 員 当 該 学 級 児 童 代 表

- 附則
1. 歴代会長等、特に校区の教育に功労のあった人については、協議して決める。
 2. 他校と重なる場合は、別途協議して決める。
 3. 平成13年11月17日、実行委員会において一部改正。
 4. 平成31年 2月 8日、実行委員会において一部改正。